

2-3 上位・関連計画の整理

2-3-1 港湾・物流に関する上位・関連計画

(1) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（国土交通省）

1) 基本方針の変更経緯（既定計画以降～平成 26 年 1 月）

基本方針は、港湾法第 3 条の 2 の規定により、国土交通大臣が作成しました。

「国の港湾行政の指針」、「個別の港湾計画を策定する際の適合すべき基準」としての役割を担っています。

1974 年の基本方針の告示以降、その時々的情勢変化に対応するために変更されてきました。

平成 14 年	交通政策審議会答申	「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」
平成 16 年	基本方針告示（I～V章構成）	コンテナ貨物量等の見通しを平成 22 年目標から平成 27 年目標に修正 スーパー中枢港湾、保安対策及び静脈物流等の新規施策を追加
平成 17 年	交通政策審議会答申	「地震に強い港湾のあり方」、「今後の港湾環境政策の基本的な方向について」、「安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理システムのあり方について」
平成 20 年度	交通政策審議会答申	「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方」、「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方について」
平成 20 年	基本方針告示	基幹的広域防災拠点の整備、地球温暖化防止対策、港湾の施設の技術上の基準の性能規定化等の新規施策を追加
平成 23 年	港湾法改正	基本方針の規定内容に「港湾の効率的な運営」を追加
平成 23 年	基本方針告示（I～VI章構成）	国際戦略港湾、港湾運営会社制度、国際バルク戦略港湾、津波防災対策等の新規施策を追加
平成 24 年	交通政策審議会防災部会答申	「港湾における地震・津波対策のあり方」
平成 25 年	港湾法改正	
平成 26 年	基本方針告示	開発保全航路（待避機能）、緊急確保航路、港湾施設の適切な維持管理、港湾広域防災協議会、特定貨物輸入拠点港湾、特定利用推進計画に関する記述を追加

図 2-3-1 基本方針の変更経緯（既定計画以降～平成 26 年 1 月）

2) 直近の変更内容（平成 26 年 12 月）

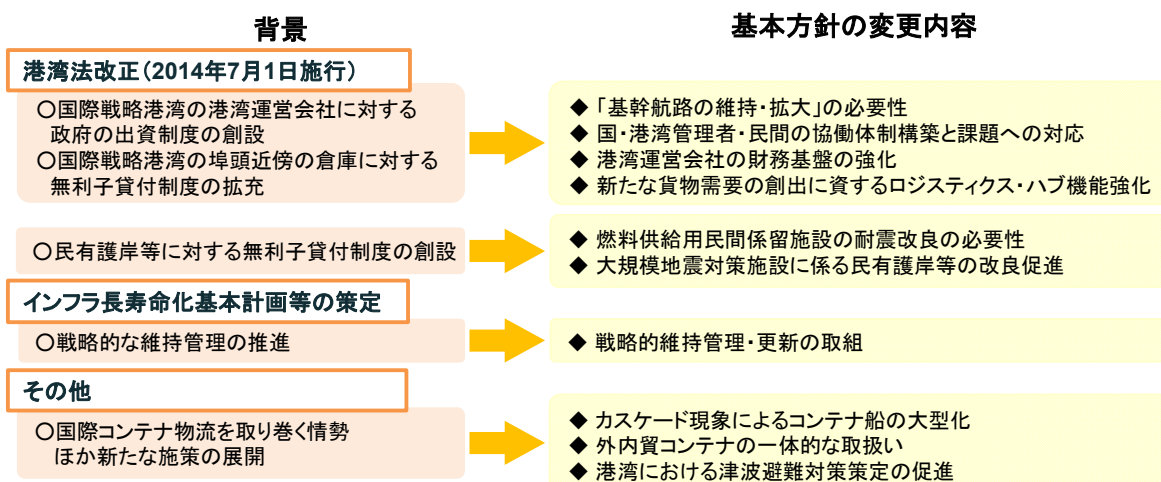


図 2-3-2 直近の変更内容（平成 26 年 12 月）

(2) 戦略港湾政策

1) 国際コンテナ戦略港湾

国際コンテナ戦略港湾の目的は、国際基幹航路（北米航路、欧州航路）の我が国への寄港を維持・拡大することにより、企業の立地環境を向上させ、日本経済の国際競争力強化、雇用と所得の維持・創出を図ることです。

国産コンテナ戦略港湾には、京浜港（東京港、川崎港、横浜港）と阪神港（大阪港、神戸港、）が選定され、基幹航路貨物を両港に集約する施策が推進されています。

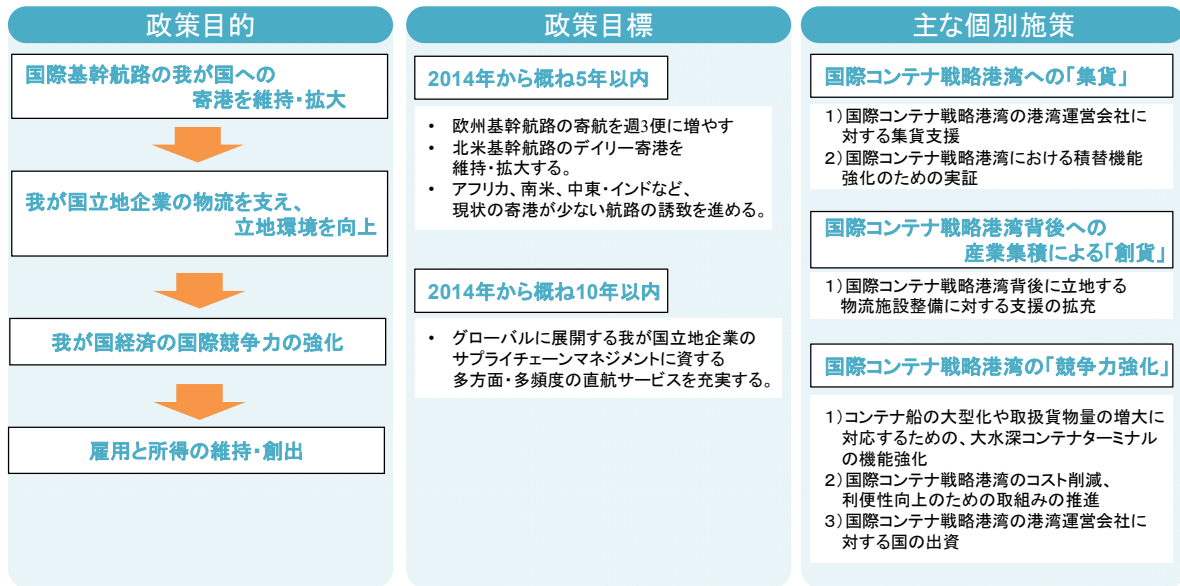


図 2-3-3 国際コンテナ戦略港湾の概要

2) 国際バルク戦略港湾

国際バルク戦略港湾は、産業・生活に必要な不可欠な資源・エネルギー・食料の安定的・安価な輸入の実現に資することを目的とした政策です。

大型船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等により、国全体として安定的かつ効率的な資源・エネルギー等の海上輸送網の形成を図ることを目指しています。

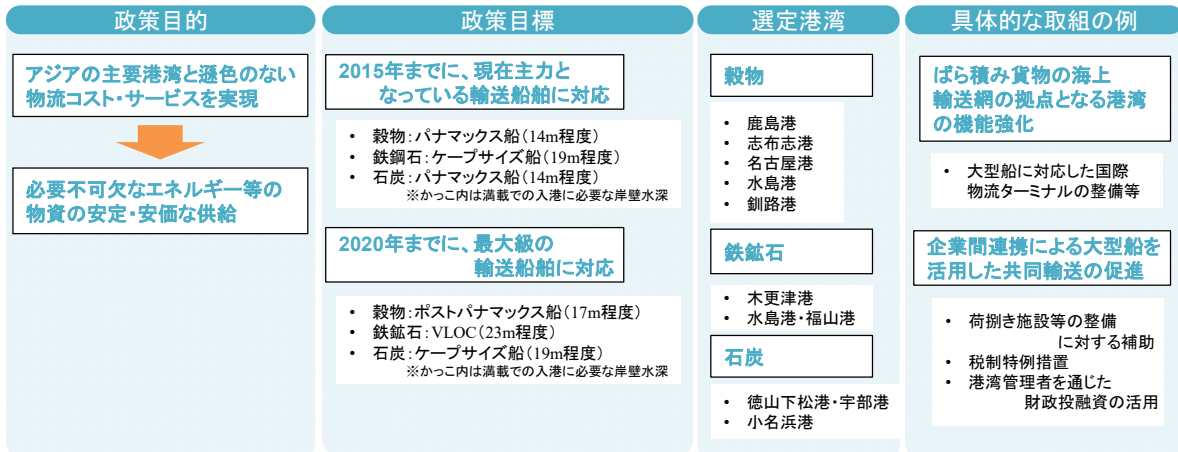
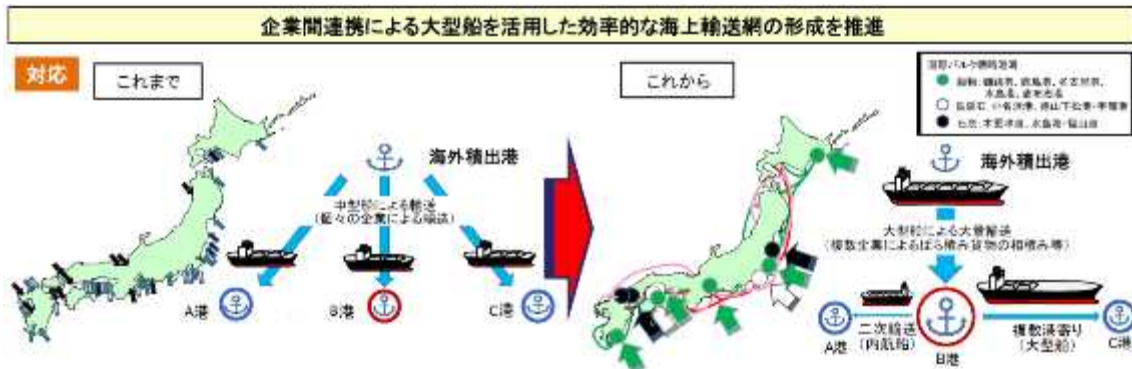


図 2-3-4 国際バルク戦略港湾の概要



資料: 交通政策審議会第59回港湾分科会資料(国土交通省港湾局、平成27年3月)

図 2-3-5 国際バルク戦略港湾の施策展開イメージ

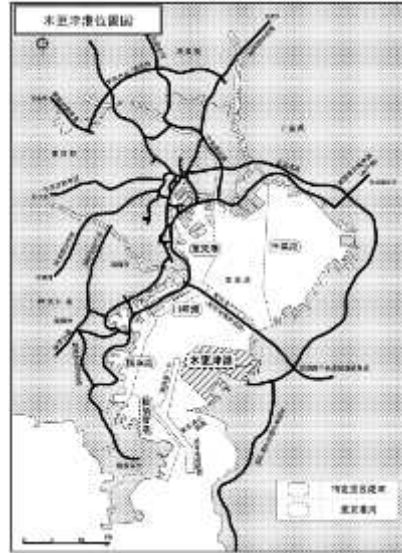
3) 木更津港の国際バルク戦略港湾計画

木更津港が国際バルク戦略港に指定されており、千葉港は連携港湾のひとつです。

《目標》2020年までにVLOC船が満載で入港可能な機能を有するよう取組むこと

具体的には、泊地、航路の所要範囲について、VLOC船が満載で入港可能となる水深23mまでの整備（浚渫）を行うとともに、当該船舶が着岸可能な岸壁及び高効率な荷揚げを可能とする荷役施設を整えることとしたい。

《対象立地企業》
新日本製鐵株岩津製鐵所



大水深化方案における事業概要

事業範囲

事業概要

事業規模: 航路浚渫 約1,500万m³
VLOC船対応岸壁整備 約420m

木更津港航空写真

鉄船石荷揚げ状況

2

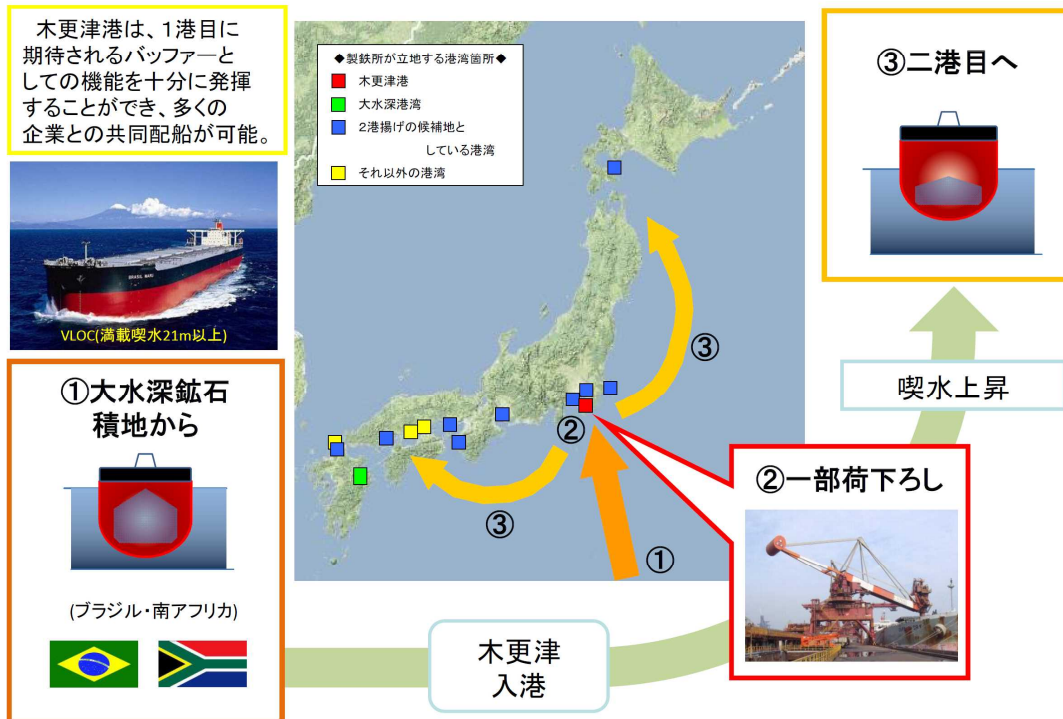
資料：国際バルク戦略港湾選定に向けた計画書（千葉県、平成23年1月）

図 2-3-6 木更津港の国際バルク戦略港湾計画

連携港湾の名称と位置



VLOC船 共同配船イメージ(2港揚げ)



4

資料：国際バルク戦略港湾選定に向けた計画書（千葉県、平成23年1月）

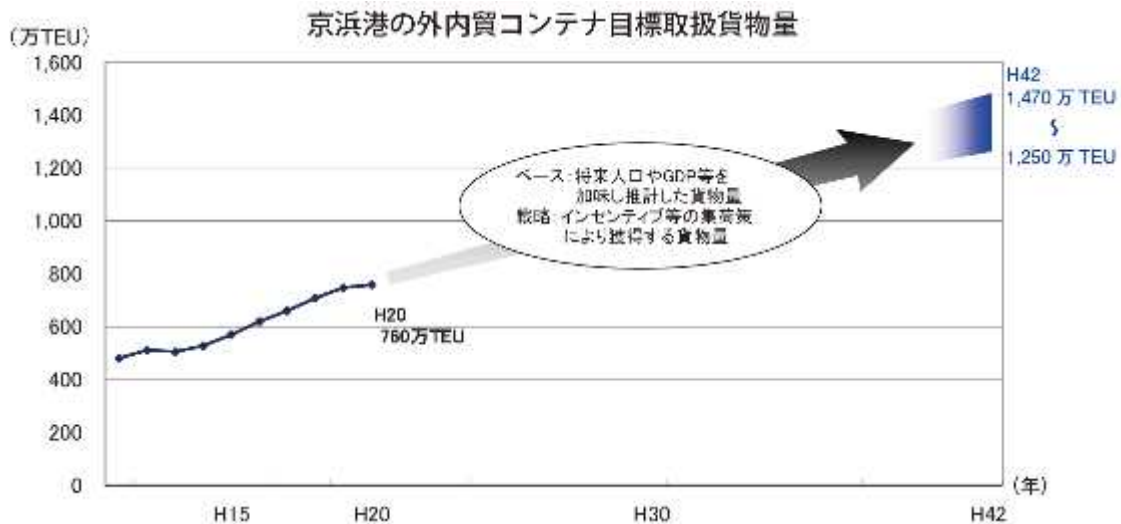
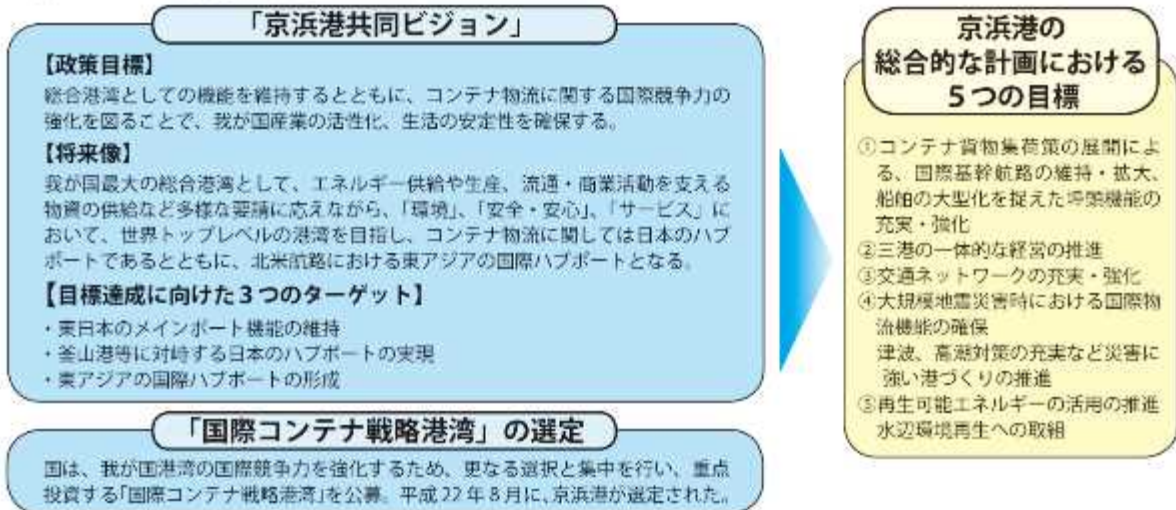
図 2-3-7 木更津港の国際バルク戦略港湾計画

(3) 京浜港の総合的な計画

「京浜港の総合的な計画」（平成 23 年 9 月）は、京浜三港の連携を深め国際競争力強化に向けた取り組みを推進していくために、平成 40 年代前半を目標年次として策定されました。

■京浜港の総合的な計画における目標

◆「京浜港共同ビジョン」（平成 22 年 2 月）における政策目標や将来像を目指し、ハード・ソフト両面から 5 つの目標を設定しました。



資料：東京都 港湾局 HP

図 2-3-8 京浜港の総合的な計画の目標

京浜港では以下の貨物集荷策や港湾機能の充実強化等の基本戦略により、目指すべき姿を実現することとしています。

- コンテナ貨物集荷策の展開
- 完成自動車及び在来ふ頭の取扱維持・活性化策の展開
- 使いやすい港づくりの推進
- 物流機能における施設配置の考え方
- コンテナターミナルの施設配置等
- 公共在来ふ頭の施設配置等
- 三港の連携を強化する交通体系のあるべき姿
- 京浜港の災害対策
- 広域的な課題への的確な対応
- 京浜港の一体的な経営の推進



資料：東京都 港湾局 HP

図 2-3-9 京浜港のコンテナ貨物集荷イメージ

(4) 総合物流施策大綱（2013-2017）

政府における物流施策や物流行政の指針を示し、関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図るものとして、平成 25 年 6 月 25 日に閣議決定されました。

港湾における今後の方向性・取組として、「船舶の大型化に対応した港湾機能の強化」、「コンテナターミナル周辺の渋滞対策」、「地震・津波対策の推進」等が掲げられています。

■ 今後の物流施策の方向性と取組及び推進体制	
強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築 <small>～国内外でムリ・ムダ・ムラのない全体最適な物流の実現～</small>	
【今後の方向性と取組】	
I 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現	<ul style="list-style-type: none"> ●我が国物流システムのアジア物流圏への展開 <ul style="list-style-type: none"> ・アジア各国との政策対話による海外展開の環境整備 ・NEAL-NET(北東アジア物流情報サービスネットワーク)のアジア展開 ●我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の大型化に対応した港湾機能の強化 ・港湾のコンテナターミナル周辺の渋滞対策 ・国際海上コンテナ積載車両の通行支障解消 ・シャーシの相互通行の実現、国際コンテナの鉄道輸送の推進 ●関係者の連携による物流効率化等 <ul style="list-style-type: none"> ・荷主と物流事業者のパートナーシップ強化 ・運送契約の書面化、輸送コストの明確化 ・物流人材育成、3PL事業の育成・振興
II さらなる環境負荷の低減に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道・内航海運の輸送力強化とモーダルシフトの推進、トラック・船舶・鉄道等の省エネ化等 ・荷主・物流事業者の連携による輸配送共同化の促進
III 安全・安心の確保に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ●物流における災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・道路、港湾等の地震・津波対策の推進、道路啓閉・航路啓閉等の応急復旧計画等の事前準備等 ・支援物資オペレーションに物流事業者のノウハウや施設を活用するための連携体制の整備 ●社会資本の適切な維持管理・利用 <ul style="list-style-type: none"> ・貨物車が通行すべき経路を指定し、望ましい経路を貨物車が通行するよう誘導しつつ、適正な道路利用を促進 ●セキュリティ確保と物流効率化の両立 <ul style="list-style-type: none"> ・AEO事業者の輸出入手続簡素化の推進 ●輸送の安全、保安の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・運行管理制度の徹底、監査の充実等 ・海賊対策の一層の強化

資料：「総合物流施策大綱（2013-2017）概要」（国土交通省）

図 2-3-10 総合物流施策大綱における今後の方向性と取組

2-3-2 人流・交流に関する上位・関連計画

(1) 明日の日本を支える観光ビジョン（観光庁）

観光先進国の実現に向けて策定された施策案となっており、下記の事項を目標としています。

★訪日外国人旅行者数	2020年：4000万人	2030年：6000万人
	(従来目標：2020年2000万人、2030年3000万人)	
★訪日外国人旅行消費額	2020年：8兆円	2030年：15兆円
	(従来目標：2000万人が訪れる年に4兆円)	
★地方部（三大都市圏以外）での外国人延べ宿泊者数	2020年：7000万人泊	2030年：1億3000万人泊
★外国人リピーター数	2020年：2400万人	2030年：3600万人
★日本人国内旅行消費額	2020年：21兆円	2030年：22兆円

港湾に関連する施策としては、「クルーズ船受入の更なる拡充」として、訪日クルーズ旅客を2020年に500万人、日本の各地をカジュアルからラグジュアリーまで幅広く対応したクルーズデスティネーションにすることを目標に、クルーズ船受入環境の緊急整備等が図られています。



資料：明日の日本を支える観光ビジョン（観光庁、平成28年3月）

図 2-3-11 施策「クルーズ船受入の更なる拡充」のもと目指すべき将来像

2-3-3 防災に関する上位・関連計画

(1) 首都直下地震緊急対策推進基本計画

首都中枢機能の維持を始めとする首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定め、円滑かつ迅速な首都直下地震対策を図ることを目的として、平成27年3月に閣議決定されました。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意図に関する事項

○ **首都中枢機能の継続性の確保は必要不可欠**

- 首都中枢機能の障害は災害対応に大きな支障を及ぼされ、深えて、我が国全体の国民生活や経済活動にも支障が生じるおそれ。

○ **予防対策・高息対策で被害を大きく減少させることが可能**

- 耐震基準100%で全数補修・更新がほぼ実現、既設ブリーカー等の建物が初階潰れ或然率の向上等で損失軽減・死者数が3割以上減

予防対策・高息対策の計画的・段階的実施

2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が有責に実施すべき施策に関する基本的な方針

(1) 首都中枢機能の確保

- 首都中枢機能の**継続性の確保**
- 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持

(2) 歴史的・人的・物的被害への対応

- あらゆる対策の最優先としての**被害者に対する、深刻な被災者支援対策等**、国大な数の**避難所・受入施設等**

(3) 地方公共団体への支援等

- 特に、調査研究費を削減する各種情報の提供、助言等を実施

(4) 社会全体での首都直下地震対策の推進

- 社会のあらゆる組織が担った「備前」「共助」による被害の軽減に向けた備え

(5) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

- 外国人観光客の避難誘導対策など安心して大会に参加・観戦できるよう確保強化

3. 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

- 首都中枢機能及び首都中枢機能 → 政治中枢、国会、行政中枢、中央銀行・銀行、駐日外国使館等、経済中枢、中央銀行・企業本社等
- 首都中枢機能の機能確保 → 防災施設においても最低限度を確保
- 政府全体としての業務継続体制の確保：非常時発生準備の実施に必要な**自主避難、執務場所の確保**について緊急対策委員会計画に定める。
- 危機対応要領**の継続性の確保、**企業本拠地における事業継続**への備え

(2) 首都中枢機能の全廃又は一部を維持することが困難となった場合における当該首都中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

- 政府の代替機身の確保、代替計画の確保等

(3) ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項

- ライフライン及び情報通信インフラの確保目標 → 既設の**耐震化・多層化**や**早期復旧支援**の整備等

(4) 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

- 交通インフラの機能目標 → 航空の**耐震化**や岸線の**迅速復旧、復旧体制の整備**等

(5) その他 → 各主体が業務継続計画を作成・更新し

4. 各主体が実施すべき各種計画に係る事項

4. 首都中枢機能維持基礎確保地区の指定及び高息確保等計画の策定に関する基本的な事項

- 首都一極軸維持基礎確保等指定地区の考え方
- 首都一極軸維持基礎確保等指定地区の指定
- 地方公共団体が作成する基礎確保等計画の策定基準

5. 地方緊急対策推進計画の基本的な事項

- 高息率の確保とする方策の計画策定目標に照らすべき事項を策定し、災害発生時等に活用する
- 地方公共団体の備え、防災の協働等の対策等

6. 防災緊急対策推進計画の策定に関する基本的な事項

- 地方公共団体が作成する緊急対策推進計画の策定基準

7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に關し政府が講ずべき措置

(1) 首都中枢機能の継続性の確保 → 8. 参照

(2) 歴史的・人的・物的被害への対応

① 計画的かつ緊急な予防対策の推進

- 防災性、建設の**耐震化の促進**等
- 出稼禁止措置**、発災時の速やかな**避難誘導**、被災被害の軽減対策等
- ライフライン等の備蓄化、発災時の速やかな機能回復
- 資料の迅速な復旧**
- 交通インフラ、支川・海軍維持等**の耐震化、発災時の速やかな機能回復
- その他(重要施設・要する業務所・重要コンビナート等)の安全確保等

② 円滑かつ迅速な災害対応策、災害復旧・復興への備え

- 災害発生時の準備** → **高層建築物の耐震化対策**
- 高層建築物への対応** → **高層建築物の耐震化対策**
- 歴史的・人的・物的被害への対応** → **被災者支援**、**被災者の生活支援**等
- 高層建築物の**耐震化**、**被災者の生活支援**等の確保
- 物理的被害対応に要する**物資の確保**、**物資の供給**、**物資の供給**等
- 多様な発生態様への対応 → **円滑な復旧・復興**

③ 各個人の防災対策の普及活動

- 防災意識の向上**、**防災意識の向上**、**防災意識**等
- 防災意識の向上**、**防災意識の向上**、**防災意識**等

(3) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等

- 防災の**耐震化**、外国人観光客の**避難誘導**等

(4) 長期継続的対策(中長期的対応)

- 高層建築物等への被害等の専門的検討

8. その他

(1) 計画の迅速な推進 → 計画的防災対策・緊急対応の具体計画を作成

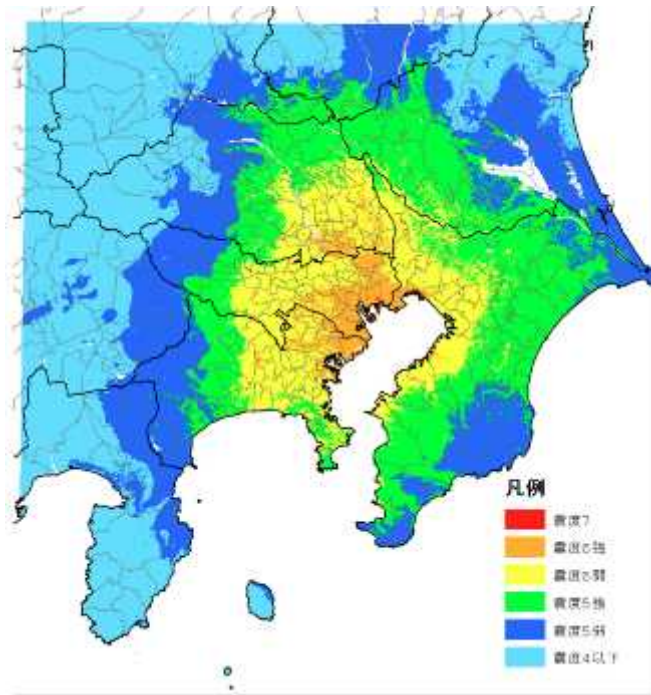
(2) 緊急対策基本法に規定する防災計画との関係

資料：内閣府HP

図 2-3-12 首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

42

首都直下地震緊急対策推進基本計画は、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が検討した都心南部直下地震とその被害想定に基づき策定されています。



資料：首都直下地震の被害想定と対策について（中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ、平成 25 年 12 月）

図 2-3-13 都心南部直下地震の震度分布

都心南部直下地震における建物等の被害

項目	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
揺れによる全壊	約 175,000 棟			
液状化による全壊	約 22,000 棟			
急傾斜地崩壊による全壊	約 1,100 棟			
地震火災による焼失	風速3m/s	約 49,000 棟	約 38,000 棟	約 268,000 棟
	風速8m/s	約 90,000 棟	約 75,000 棟	約 412,000 棟
全壊及び焼失棟数合計	風速3m/s	約 247,000 棟	約 236,000 棟	約 465,000 棟
	風速8m/s	約 287,000 棟	約 272,000 棟	約 610,000 棟
ブロック塀等転倒数	約 80,000 件			
自動販売機転倒数	約 15,000 件			
屋外落下物が発生する建物数	約 22,000 棟			

全壊の定義：(以降、同じ)

住家とその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。なお、建物の構造的な倒壊・崩壊はこの全壊に含まれる。

なお、液状化の場合、外観目視判定により一見して住家全部あるいは一部の階が倒壊している等の場合、あるいは傾斜が 1/20 以上の場合、あるいは住家の床上 1m まで地盤面下に潜り込んでいる場合が全壊に相当する。液状化による建物全壊等によって人的被害は発生した事例は少ない。

都心南部直下地震における人的被害

項目	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊等による死者 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	約 11,000 人 (約 1,100 人)	約 4,400 人 (約 500 人)	約 6,400 人 (約 600 人)	
急傾斜地崩壊による死者	約 100 人	約 30 人	約 60 人	
地震火災による死者	風速3m/s	約 2,100 人 ～約 3,800 人	約 500 人 ～約 900 人	約 5,700 人 ～約 10,000 人
	風速8m/s	約 3,800 人 ～約 7,000 人	約 900 人 ～約 1,700 人	約 8,900 人 ～約 16,000 人
ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による死者	約 10 人	約 200 人	約 500 人	
死者数合計	風速3m/s	約 13,000 人 ～約 15,000 人	約 5,000 人 ～約 5,400 人	約 13,000 人 ～約 17,000 人
	風速8m/s	約 15,000 人 ～約 18,000 人	約 5,500 人 ～約 6,200 人	約 16,000 人 ～約 23,000 人
負傷者数	約 109,000 人 ～約 113,000 人	約 87,000 人 ～約 90,000 人	約 112,000 人 ～約 123,000 人	
揺れによる建物被害に伴う要救助者 (自力脱出困難者)	約 72,000 人	約 54,000 人	約 58,000 人	

資料：首都直下地震の被害想定と対策について（中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ、平成 25 年 12 月）

図 2-3-14 都心南部直下地震による建物被害、人的被害

(2) 千葉県地域防災計画

千葉県地域防災計画は、県内の防災関係機関がその全機能を発揮して県民の生命、身体及び財産を災害から守るための対策を定めた計画です。

千葉港は、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送に充てるため、耐震強化岸壁、港湾緑地の整備により港湾機能の確保に努めることとされています。

計画内容については随時見直しが行われており、直近の見直し（平成27年3月）では、①大規模広域災害に備えた防災力の強化、②人命の保護を最優先とした避難対策の強化、③避難から生活再建までの被災者の支援体制の充実、の3点がポイントとなっています。

計画の基本的な考え方

□ 減災を重視した防災対策

災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とする。

□ 地域防災力の向上

家族や地域等との連携、民間団体等と県・市町村との連携等を重要視し、自助・共助・公助が一体となる取り組みを推進し、防災力の向上を図る。

□ 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者や障害者等の要配慮者の視点に立った災害対策を図る。
防災に関する政策・方針決定過程や防災現場への女性の参画を拡大し、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進める。

□ 計画に基づく施策の推進及び見直し

施策の効果的な推進に努めるとともに、定期的に点検・検証を行い、随時見直しを行っていく。

(3) 千葉県石油コンビナート等防災計画

「千葉県石油コンビナート等防災計画」は、千葉県石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等のために定められたものです。

昭和 52 年 5 月に策定されて以降、状況変化等に対応して 19 回の修正がされています。

直近では、平成 26 年 3 月に修正がされ、「危険物施設の津波対策の追加」、「防災対策に係る各種通知の反映」が行われました。

・計画の構成及び内容

① 総説

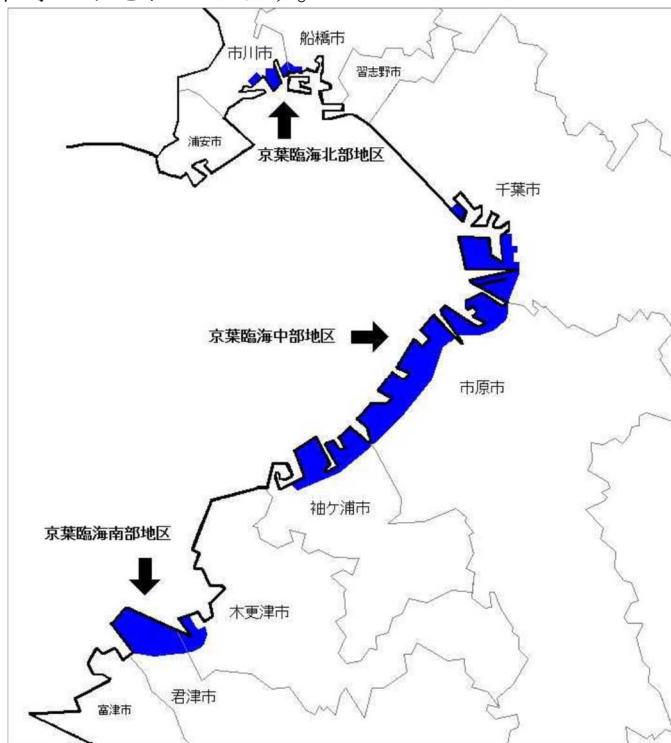
防災計画の目的、基本方針、特別防災区域の範囲や、防災関係機関が災害発生時に処理すべき事務または業務の大綱を定めています。

② 災害想定

災害想定を行う対象施設を定め、平常時の事故や地震によって起こりうる災害事象の抽出とそれによる被害の想定を行っています。

③ 計画

想定される事故や地震に対する予防策や、災害時の応急対策、公共施設の復旧方策等が示されています。



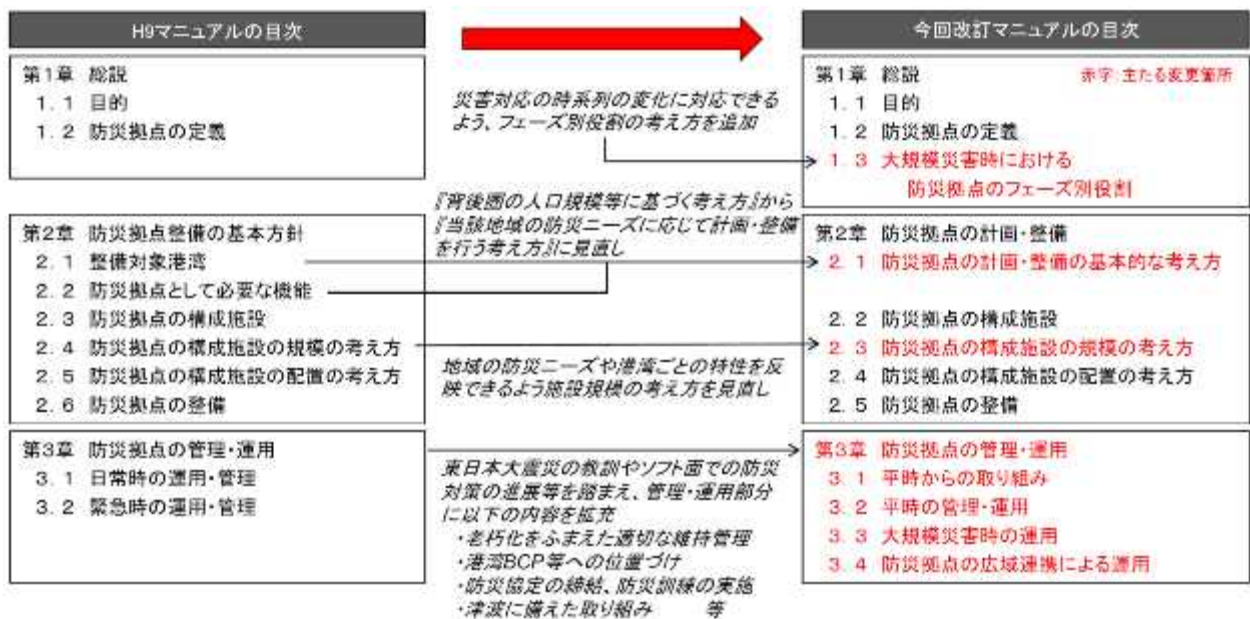
資料：千葉県石油コンビナート等防災計画（千葉県石油コンビナート等防災本部、平成 26 年 3 月）

図 2-3-15 千葉県石油コンビナート等特別防災区域

(4) 臨海部防災拠点マニュアル

臨海部防災拠点マニュアル（国土交通省）は、臨海部における防災拠点の整備の促進、有効活用を図ることを目的として、計画、整備、管理・運用の基本的な考え方等について整理したものです。

平成 28 年 3 月に改訂され、地域の防災ニーズや港湾ごとの特性を踏まえた防災拠点となるよう計画の考え方を見直すとともに、防災訓練・災害協定等の平時からの取り組み等、管理・運用面に係る記載が拡充されました。



資料：臨海部防災拠点マニュアルの改訂（国土交通省、平成 28 年 3 月）

図 2-3-16 臨海部防災拠点マニュアルの改訂に伴う変更

2-3-4 千葉県の計画

(1) 新 輝け！ちば元気プラン（千葉県総合計画）

「新 輝け！ちば元気プラン」（平成 25 年 10 月）は、平成 22 年に策定された総合計画「輝け！ちば元気プラン」を改訂し、平成 31 年度の目標と、平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間に重点的に取り組む施策を示しています。

1) 基本理念

- ・ 『千葉は元気の発信源。首都圏、そして日本をリードし、県民が「暮らし満足度日本一」を感じ、誇れる千葉を実現します。』

2) 基本目標

- ・ 安全で豊かな暮らしの実現
- ・ 千葉の未来を担う子供の育成
- ・ 経済の活性化と交流基盤の整備

3) 背景・課題

- ・ 人口減少・少子高齢化
- ・ 大規模災害等を見据えた防災・危機管理
- ・ 経済・社会のグローバル化
- ・ 安全・安心・治安
- ・ 環境保全・持続可能性
- ・ 地方自治
- ・ ICT（情報通信技術）の進展
- ・ 広域道路ネットワークの形成や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえた地域振興

4) 重点的に取り組む政策・施策項目

港湾に関連のある、防災や社会資本整備、企業立地といった施策は下記のとおりです。

- ・ 自助・共助・公助が連携した防災先進県づくり
 - 地域防災力の向上
 - 災害に強いまちづくりの推進
 - 東日本大震災からの復旧・復興

- ・ みんなで守り育てる環境づくり
 - 豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全

- ・ 千葉の輝く魅力づくり
 - 国際交流の推進と海外取引・外国人の誘客の促進
 - 東京湾アクアラインと圏央道が拓く魅力ある地域づくり

- ・ 挑戦し続ける産業づくり
 - 県経済の活力を生み出す産業の育成と企業立地促進

- ・ 豊かな生活を支える食と緑づくり
 - 戦略的な産地強化と高収益型農林水産業への転換の促進
 - 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進

- ・ 活力ある県土の基盤づくり
 - 交流基盤の強化
 - 社会資本の充実と適正な維持管理

(2) 千葉県地方創生「総合戦略」

千葉県地方創生「総合戦略」(平成27年10月)は、千葉県総合計画「新 輝け! ちば元気プラン」の下、県民の生活の満足度の向上に向けた取組を加速し、次期総合計画へ展開していくものです。

本戦略では、急激な人口減少の歯止めと地域経済の活性化を図るとともに、持続可能な地域社会の確立のため、総合戦略Ⅰ「東京オリンピック・パラリンピックを契機とした『世界中から人々がやってくるCHIBA』づくり」と、総合戦略Ⅱ「地方創生の実現に向けた千葉づくり」を着実に推進することにより、千葉県ならではの地方創生に取り組むこととしています。

千葉港においては、大型船舶に対応した水深-12mの耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、港湾の利用促進を図るためポートセールスを推進し、物流機能の充実・強化を図ります。

総合戦略Ⅰ：東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「世界中から人々がやってくるCHIBA」づくり			
<p>2020年に東京オリンピック・パラリンピックが、千葉県内においても競技開催されることは、本県の発展に繋がる「宝」を頂き、発信することにより「世界中から人々がやってくるCHIBA」を作り上げるチャンスである。この実現に向けた取組に、新しい人の流れを創出し地域経済の活性化を図るとともに、多様な主体が連携し安全で安心して快適に暮らせる環境を創出し、子どもたちが誇れる千葉を「オール千葉体現」で作り上げるものであり、まさに、地方創生の核となるものであることから、「東京オリンピック・パラリンピックに向けた千葉戦略」を本戦略に位置付け、地方創生の実現を目指す。</p>			
◆大会の成功・開催効果の全县への波及	◆キャンプ・国際大会・MICEの誘致	◆成田空港の利便性向上、交通ネットワーク・アクセスの強化	
◆バリアフリー化の促進	◆魅力ある観光地づくり	◆外国人受入体制の整備	◆国際交流の促進
		◆戦略的な千葉の魅力発信	
総合戦略Ⅱ：地方創生の実現に向けた千葉づくり			
<p>千葉における地方創生を確実に実現するには、それぞれの地域において、その特性を生かした取組を進めることが必要であり、住民の生活に密着した市町村の果たす役割が重要である。このため、以下の【4つの基本目標】を設定し、市町村と目標を共有し、市町村が担い続け、地域の課題を踏まえた現状と創意工夫による建設づくりを広域的な立場から支援するための施策を展開する。</p>			
<p>(1) “一人ひとりの働きたい”がかなう千葉づくり</p> <p>産業の振興や新たな雇用の創出を行うことで、人々は住み続け、多くの人が職入することにより地域経済が活性化するという更なる好循環を生み出すこととなる。このため、本県の地理的優位性(東京への近接性、豊かな自然環境等)、優れた社会基盤(成田空港、アクアライン、圏央道、千葉湾等)、パランスのとれた産業(全国上位に位置する農業、水産業、工業、商業)をそれぞれの地域で活かすことで、各産業の振興を図り、若者等にとって魅力ある雇用の場を創出するとともに、将来を支える産業人材の育成・確保を図る。</p> <p>また、将来的には、県内各地域において千葉で働きたいという人の希望がかなえられるよう、交通アクセスの整備や雇用の場の創出に取り組み、首都圏の平均通勤時間である1時間圏内に雇用の場が確保されるよう取り組む。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■地域の特性に応じた戦略的な企業誘致の推進 ■力強い農林水産業の確立 ■未来を支える新産業等の振興 ■京葉臨海コンビナートの競争力強化 ■中小企業の活性化支援 ■地域の創意工夫による経済活性化の取組の促進 ■主要都市間の交通アクセス整備 	
<p>(2) “国内外の多くの人々が集う”魅力あふれる千葉づくり</p> <p>各地域が持つ資質を徹底的に活かし、日本人のみならず、日本を訪れる外国人の視点からも魅力のあるものに磨き上げるとともに、国内外の誰もが誇りに思える住みやすい環境づくりを進める。</p> <p>また、「魅力の宝庫・ちば」を国内外に積極的に発信し、移住・定住の促進、交流人口の増加を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■国際都市として発展するCHIBAの基盤づくり ■居住地として選ばれる千葉づくり ■国内外の誰もが訪れたい観光地づくり ■大学等との連携による地域への若者の定着促進 ■千葉の様々な魅力の国内外への発信 	
<p>(3) “それぞれの結婚・出産・子育ての希望”がかなう千葉づくり</p> <p>若い世代の結婚・子育ての希望を実現し、子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つためには、妊娠・出産・子育てに係る多様なニーズに応じて、誰もが安心して子どもを生み、育てられる環境をつくる必要がある。</p> <p>このため、妊娠・出産から子どもの自立までを総合的に支援するとともに、若い世代の経済的な安定を確保することにより、少子化の流れに歯止めをかけ、次代の千葉を担う子どもたちの成長を支える。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●若い世代の経済基盤の確保と子育てに係る経済的負担の軽減 ●妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 ●働きながら生み育てやすい環境づくり ●千葉に愛着を持ち、地域や世界で活躍できる子どもの育成 	
<p>(4) “安全・安心な暮らし”がかなう千葉づくり</p> <p>人口減少・少子高齢社会においても、様々な価値観を持つ人びと、本県が有する競争力ある生活を支える多様な新鮮な食材やスポットに囲まれた環境も生かしながら、地域で元気に安全で安心して暮らすことができるよう、高齢者等が健康で生き生きと暮らす環境や、地域内外の多様な主体が地域を支える仕組みを整えるとともに、既存ストックのマネジメント強化などにより、人口減少・少子高齢社会に対応したまちづくりを進める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆生涯を通じて健康で生き生きと暮らせる地域づくり ◆地域コミュニティの再生と担い手づくり ◆快適で暮らしやすいまちづくり ◆安全に暮らせる地域づくり ◆地域連携の強化 	

図 2-3-17 千葉県地方創生「総合戦略」

(3) 明日のちばを創る！産業振興ビジョン

「明日のちばを創る！産業振興ビジョン」（平成 26 年 3 月）では、千葉県の未来を支える産業の育成と振興に向けて、推進していく施策を示しています。

1) 策定の背景

- ・ 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行
- ・ 製造業の海外シフト（国内産業の空洞化）
- ・ 国内コンビナートの事業再編・集約化の動き

2) 重点施策

- ・ 京葉臨海コンビナートの競争力強化
- ・ 健康長寿産業の育成と振興
- ・ 戦略的な企業誘致の推進
- ・ 地域活性化の好循環を生み出す地域資源の活用
- ・ 起業・創業の活発化

3) 「京葉臨海コンビナートの競争力強化」で取り組む方策

- ・ 新たな設備投資を促すための緑化規制の見直し
緑化規制により、新たな設備投資の敷地スペースの確保が困難となっているため、緑化規制の見直しを進める市への支援を行う。
- ・ 立地企業の競争力強化につながる再投資支援
県内事業所へ事業を集約する場合の設備投資や、製造ノウハウ・研究開発の拠点となるマザー工場化、事業高度化に向けた設備投資などに対する新たな支援制度を創設する。
- ・ 工業用水の安定供給と受水企業の負担軽減
工業用水の料金引き下げを実施し、受水企業の生産コストの低減を図る。

(4) 第2次観光立県ちば推進基本計画（平成26年3月）

「第2次観光立県ちば推進基本計画」（平成26年3月）は、「千葉県観光立県の推進に関する条例」第9条に基づき、観光立県千葉の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された中長期計画です（計画期間は平成30年度まで）。

表 2-3-1 第2次観光立県ちば推進基本計画における数値目標

	基準年 (H24)	目標年 (H30)	
観光入込客数	1億5,510万人	1億9,000万人 <small>※県総合計画の目標 H28:1億8,000万人</small>	※年3.5%増
宿泊客数	1,467万人	1,800万人 <small>※県総合計画の目標 H28:1,700万人</small>	※年3.5%増
外国人延べ宿泊客数	179万人	240万人	※年5.0%増
旅行総消費額	1兆82億円	1兆2,400億円	※年3.5%増
観光に関する 経済波及効果	9,792億円	1兆2,000億円	※年3.5%増
旅行者満足度	大変満足と 満足の合計 76.1%	大変満足と 満足の合計 85%	

※年3.5%は震災前の平成22年時点における過去7年間の観光入込客数の平均増加率

資料：第2次観光立県ちば推進基本計画（千葉県商工労働部、平成26年3月）

1) 千葉港に関連する主な取り組み

- ・ 千葉の海を活用したニューツーリズム（スポーツ、釣り等）の推進
- ・ 海上・水上交通を活用した観光振興
- ・ 港湾・海上ネットワークの整備

2) 「ベイエリア地域」の観光戦略

- ・ まち歩き観光の推進
 - ボランティアガイドの拠点や人出不足の解消のため、担い手のネットワーク化を図る。
 - 鉄道会社やバス会社と連携し、食べ歩きなど女性やファミリー層も楽しめる取組を進める。
- ・ 産業観光の推進
受入企業の確保や、行政・企業間、企業同士の連携の促進。
魅力的な施設や体験活動を掘り起こし、PRを強化。
企業とホテルなどが連携できる仕組みづくり。
- ・ 海辺や歴史・文化資源の活用推進
海辺の資源を活用し、歴史資源と近代的な観光資源を組み合わせ、シニア層だけでなく、ファミリー層へのPRに取り組む。
- ・ グルメを生かした観光の推進
道の駅、パサール幕張などを活用した情報発信により、「江戸前」など地域のブランドグルメの周知を図る。
※ベイエリア地域は、浦安市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、四街道市、千葉市

2-3-5 千葉港所在市の総合計画

(1) 市川市総合計画 I & I プラン 21、市川市第二次基本計画

市川市では、「市川市総合計画 I & I プラン 21」（平成 12 年 12 月）で四半世紀後（平成 37 年）の将来都市像と目標を定め、「市川市第二次基本計画」（平成 23 年 4 月）でその将来像実現のために平成 23～32 年度に行う基本的な施策を定めています。

1) 基本理念

- ・ 『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

2) 基本目標

- ・ 真の豊かさを感じるまち
- ・ 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- ・ 安全で快適な魅力あるまち
- ・ 人と自然が共生するまち
- ・ 市民と行政がともに築くまち

3) 施策の方向（港湾に関連する内容）

- ・ 産業を振興し、活力あるまちをつくります
 - 持続可能な漁業環境及び経営・流通環境の整備
 - 市民と共存する都市型水産業の振興
- ・ 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります
 - 水辺の環境の保全、三番瀬の再生・保全
 - 親しみのある水辺空間の創造

(2) 船橋市総合計画、船橋市総合計画後期基本計画

船橋市では、「船橋市総合計画」（平成 12 年 4 月）において平成 32 年を目標年次と定め、平成 24～32 年度に行う目標実現のための基本的な施策を「後期基本計画」（平成 24 年 3 月）において定めています。

1) まちづくりの目標

- ・ 『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』

2) 分野別計画

- ・ 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち
- ・ いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち
- ・ 文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち
- ・ 活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち
- ・ 都市の活力を生み発展し続けるまち
- ・ 新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

3) めざすまちの姿

- ・ 住んでよかった、住み続けたいと思われるための必需性の高いプラン
 - 非常時への備えのあるまち
 - 安心して暮らせるまち
 - 未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち
 - 笑顔があふれる子育てのまち
- ・ 一層の発展に向けて「ふなばし」の付加価値を高めるプラン
 - 人が集まる元気なまち
 - 市民に愛され、育まれるまち

4) 主な政策・施策（港湾に関連する内容）

- ・ 自然と共生したまちづくり
 - 三番瀬の保全・再生
- ・ 市民の安全・安心を守る災害対応の充実
 - 防災意識・災害対応力の向上
 - 都市防災機能の向上
- ・ 漁業の振興
 - 漁業生産の安定化
 - 市民に親しまれる漁業の促進

(3) 習志野市長期計画

「習志野市長期計画」（平成 26 年 3 月）は平成 37 年度を目標年次として策定され、基本構想、基本計画、実施計画がとりまとめられています。

1) 将来都市像

- ・ 『未来のために ～みんながやさしきでつながるまち～ 習志野』

2) 将来都市像を実現するための目標

- ・ 支え合い・活気あふれる「健康なまち」
- ・ 安全・安心「快適なまち」
- ・ 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

3) 重点プロジェクト

- ・ 公共施設の再生
- ・ 財政健全化
- ・ 協働型社会の構築

4) 主な施策

- ・ とともに安心を築く危機管理・安全対策の推進
 - 危機管理の推進
 - 地域防災計画の推進
- ・ 自然と調和する環境づくりの推進
 - 谷津干潟の保全・活用

(4) 千葉市新基本計画

「千葉市新基本計画」(平成24年3月)は、10年・20年後を見据えた中長期的な市政運営の基本方針として策定されました。

1) 前提となる考え方

- ・ みんなで進めるまちづくり
- ・ 未来へつなぐ計画的なまちづくり
- ・ 個性や魅力を高めるまちづくり

2) 課題

- ・ 人口減少社会への対応
- ・ 少子超高齢社会への対応
- ・ 環境問題への対応
- ・ グローバル社会への対応
- ・ 自立・分権型都市経営

3) まちづくりの方向性(政策)

- ・ 豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ
- ・ 支えあいが安らぎを生む、あたたかなまちへ
- ・ 豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ
- ・ ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実した安全で快適なまちへ
- ・ 人が集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ

4) 施策展開の方向性（港湾に関連する内容）

- ・ 豊かな自然を守り、はぐくむ
 - やすらぎとにぎわいのある海辺の創出

- ・ 緑と花のあふれる都市空間を創る
 - 公園緑地の充実

- ・ 環境に配慮した低炭素・循環型社会を創る
 - 良好な生活環境の確保

- ・ 市民の安全・安心を守る
 - 防災対策の推進
 - 防災体制の充実

- ・ 都市の魅力を高める
 - 3都市などの魅力向上
 - 観光の振興と魅力の創出・発信
 - 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進

- ・ 地域経済を活性化する
 - 産業の振興
 - 物流・港湾機能の強化

(5) 市原市総合計画

「市原市総合計画」（平成17年3月）は平成27年度を目標年次とし、まちづくりの目標と、それを実現するための施策を示しています。

1) 将来都市像

- ・ 『ともに輝く 元気なふるさと いちはら』

2) まちづくりの基本的方向

- ・ とともに支えあうまち
- ・ とともに培うまち
- ・ とともに成長するまち
- ・ とともに創造するまち
- ・ とともに育むまち

3) 主な施策（港湾に関連する内容）

- ・ 地域とともに発展する工業の充実
- ・ 臨海工業地域の機能強化
- ・ 新産業立地の促進
- ・ うるおいのある水と緑に満ちた空間の形成
- ・ 親水空間の整備

(6) 袖ヶ浦市総合計画

「袖ヶ浦市総合計画」(平成22年3月)は、平成22～31年度の10年間のまちづくりや行政運営のあり方を定めるために策定されました。

1) 将来都市像

- ・ 『 「自立と協働のまち」 人いきいき、緑さわやか、活力あふれる袖ヶ浦』

2) 将来像実現に向けた施策展開

- ・ 市民と行政のパートナーシップの実現
- ・ 男女共同参画社会にふさわしい多様な子育て支援の整備
- ・ 多様なニーズに対応した多面的な福祉施策の展開
- ・ 多くの人々を惹きつける魅力あふれるまちづくりの推進
- ・ 「生きる力」を育む教育と成熟社会にふさわしい生涯学習の推進
- ・ 美しい地球と住みよいまちを守り継承する仕組みづくり

3) 主な施策(港湾に関連する内容)

- ・ 防災・危機管理体制の強化
 - 災害に強い体制づくり
- ・ 活気ある商工業の振興
 - 企業設備投資促進
 - 企業誘致の推進